写

島根地方最低賃金審議会の意見に関する公示

島根労働局一般公示第４３号

令和７年１０月１５日島根地方最低賃金審議会から島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第１５条第３項において準用する同法第１１条第１項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、島根県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第１５条第３項において準用する同法第１１条第２項及び同法施行規則（昭和３４年労働省令第１６号）第８条の規定に基づき、令和７年１０月３０日までに島根労働局長あて（松江市向島町１３４番１０松江地方合同庁舎５階）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和７年１０月１５日

島根労働局長　　岩 見　浩 史

記

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見の要旨

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のように定めること。

１　適用する地域

島根県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、

電子計算機・同附属装置製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1)　１８歳未満又は６５歳以上の者

(2)　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

(3)　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は整理の業務

ロ　手作業による運搬の業務

ハ　部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかしめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間１，０５８円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

法定どおり